

次世代エネルギー・モビリティ創造特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

正

準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(4.0 + 3.4) / 2 = 3.7$

3.7

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

	評価指標	進捗度	評点
1	再生可能エネルギー(太陽光、小水力等)の地産地消率の向上	128%	4
2	モビリティの活用によるCO2の削減(運輸部門)	144%	2
3	雇用の拡大	116%	5
4	市域経済の成長	117%	5
5	市民満足度の向上	98	4

評価指標毎の進捗の評価の平均値

$(5 \times 2 + 4 \times 2 + 3 \times 0 + 2 \times 1 + 1 \times 0) / 5 = 4.0$

4.0

※1) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。

(例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa: 5・20%、b: 4・10%、c: 3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2) 評価指標1及び2は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が整合しない。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

3.4

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

## Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii)の平均値  $(3.3+3.8+3.5)/3=3.5$

3.5

### i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置  
(事項)

・HEMSを介したスマートフォンによる遠隔操作

(概要)

・HEMSを介したスマートフォンによる遠隔操作のうち、エアコンのオン・オフについては、電気用品安全法の解釈が想定する「遠隔操作機構」にあらず、現行法令等で対応可能であり、車両の充放電の遠隔操作についても、電気事業法上、特にこれを制限する規定はなく、現行法令で対応可能であることが明らかになった。

(規制所管府省(経済産業省)の評価(参考意見))

・特になし

専門家による評価の平均値

3.3

### ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.8

### iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

3.5

## Ⅲ 総合評価

(専門家所見(主なもの))

3.3

・全体としては、精力的な取組みを行っている」と評価される。また、数値目標の見直しで、評価フレームはわかりやすくなったと思われる。

・しかしながら、ここで掲げている評価指標が、特区計画の目標として挙げた低炭素な都市環境、地域経済の活性化、市民生活の質の向上に整合しているかという点では再検討が必要な部分がある。

・数値目標(2)-②(次世代自動車の導入済台数(PHV等))ではHV補助制度廃止の影響で低い進捗度が目についてしまいますが、HV以外の目標値の内数も参考値として自己評価に盛り込むなど、HV以外の取組み具合を見えるようにしてはどうか。

・モビリティ分野の進捗について具体的な取り組みを反映して、取り組みと進捗を適切に評価できる指標を検討されたい。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

3.3

## 評価結果

I、II及びIIIを平均して算出  $(3.7+3.5+3.3)/3=3.5$

3.5

(注)評価に係る評点の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。